

## ○茨城県立医療大学附属病院薬事委員会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院薬事委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は次に掲げる者をもって組織とする。

- (1) 薬剤科長
- (2) 診療部医師
- (3) 看護師
- (4) 病院管理課員

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (協議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 新規採用医薬品の調査及び選定に関すること。
- (2) 医薬品の適正な使用及び選定に関すること。
- (3) 医薬品の副作用等の情報に関すること。
- (4) 既採用医薬品の削除に関すること。
- (5) その他薬事に関して必要と認めること。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、院長が指名するものとする。

2 委員会には委員のうちから互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。

### (会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は定例会として年3回開くことを原則とし、そのほか委員長が必要と認めるとき随時開催することができる。

### (会議の成立)

第6条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員が委員会に出席不可能なときは、所属部署から代理者を出席させることができる。

### (構成員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは委員以外の職員等を委員会へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

(新規医薬品の臨時採用)

第8条 医師が当院未採用の医薬品を院内で使用したいときは、様式第1号「医薬品臨時使用伺書」に所定の事項を記入し、参考となる資料等を添付して委員長あて提出する。  
委員長は次回委員会の審議に付し、承認が得られた場合に臨時採用となる。

(臨時採用医薬品の本採用)

第9条 臨時採用後おおむね6か月を経過した医薬品について、委員長は次回委員会の審議に付し、承認された場合に当該医薬品は本採用となる。本採用となった医薬品は、当院採用 INDEX に掲載する。

(医薬品採用の要件)

第10条 医薬品の採用については、当該医薬品が次の各号の要件を満たしていることを必要とする。ただし、委員長が特別な事由があるとして委員会の審議に付し、承認が得られた場合はこの限りではない。

- (1) 薬価基準適合医薬品であること。
- (2) 同一組成、同効の採用医薬品がないこと。
- (3) 薬効が顕著であること。

(一時使用医薬品)

第11条 前条の要件を満たし、かつ緊急を要すると認められる医薬品については、様式第1号「医薬品一時使用伺書」に所定の事項を記入した上、委員長の承認をもって一時使用医薬品とする。ただし、委員長は次回の委員会においてその旨を報告するものとする。  
なお一時使用医薬品は、伺書提出時に施用対象となる患者のみに使用できるものである。

(院外専用医薬品の採用)

第12条 医師が当院未採用の医薬品を院外で使用したいときは、様式第1-2号「院外専用医薬品使用伺書」に所定の事項を記入し、添付文書等の資料を添付して委員長あて提出し、委員長の承認をもって院外専用医薬品として電子カルテシステムへ登録する。委員長は次回委員会においてその旨を報告する。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるほか、委員会の会議運営に関し、必要な事項については、委員長が別に定める。

(議事録)

第14条 議事録は事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。  
2 議事録の一部を院長に提出し、以って報告に代えるものとする。

(公開)

第15条 委員会での審議結果については各部署に報告する。ただし、審議内容によってはこの限

りでない。

(事務)

第16条 委員会に関する事務は薬剤科で処理する。

付 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 2月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 9月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 2月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 9月 7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年 3月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年 7月 8日から施行する。